

昭和31年12月5日



第97号

区政のお知らせ

足立区役所

発行
足立区千住1の50
東京都足立区役所
長谷川 久 勇
集
総務課総務係
電話代表 { 0151
3111
足立区千住2の55
株式会社 巧文社(織田)
電話 88 1165、1166



写真は去る11月30日行なわれた足立区産業振興館での消防演習

第五出張所移転

三日から新庁舎で

千住柳町三十二番地にあつた足立区第五出張所はこのほど千住大川町四十三番地の千寿

第三小学校の北側に移転し去る十二月三日から新しい庁舎で事務を取り扱っています。

所管区域は従前通りですが電話は現在申請中で間もなくひけることになっております。そのため暫く不便をおかけしますが何卒御了承下さるようお願いいたします。

無料

才末健康診断

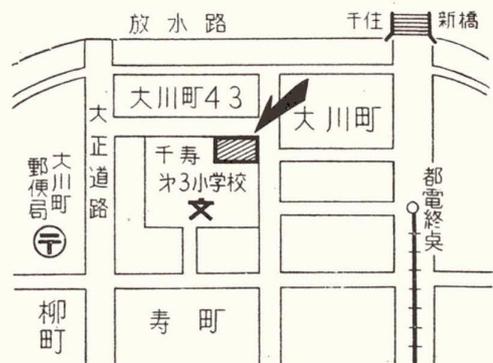
区では年末を控えて皆さんの健康について無料健康相談を行います。

「明るい家庭はあなたの健康から」どなたも遠慮なくお出かけ下さい。

この相談は一般内科、軽易な外科について診療と投薬を行い、又医療施設の利用、あつせん、医療費の問題についての相談に応じます。

実施期日と場所は次のとおりです。

- 十一月十四日 区立本木診療所
- 十一月十一日 千寿第一小学校
- 十一月十二日 本木小学校
- 十一月十三日 五反野小学校
- 十一月十四日 江北小学校



新しい出張所附近略図

元旦マラソン

のお知らせ

足立区教育委員会で恒例の元旦マラソン大会を次の要領で行います。

一、とき

昭和三十二年元旦
午前零時
(除夜の鐘と同時に
出発)

二、コース

西新井大師—千住
新橋—大師道—本
木新道—西新井大師
(距離一〇、〇〇〇米)

三、参加資格
満十八才以上のアマチュア

四、人員 六〇〇名

五、表彰 入賞者二十位まで
賞状、賞品を贈呈

六、申込、返信用葉書を添えて足立区教育委員会社会教育課体育係あて申込むこと
なお郵便による申込は必ず
往復葉書で

七、期限 十二月二十日まで

八、その他 十二月二十日まで
ゼッケンは当委員会で購入
します。

詳しいことは教育委員会社会教育課体育係88三、一一一にお問合わせ下さい。

時間は午前十時から午後四時まで。

みんなで明るいお正月

才末助け合い運動始る

区内の生活困窮者は年々増加し最近では五千九百余世帯にも達しています。こういう人達が少しでも暖かい冬を、明るいお正月を過ごす

ことが出来るようにと、足立区厚生援護会、社会福祉協議会の音頭とりで才末助け合い運動が行われています。百二十七万九千円を募金目標

運動 助け合い 才末

期間 12月1日より 12月10日まで



主催 足立区 厚生援護会 社会福祉協議会

後援 足立区役所 後足立福祉事業所

一人の不幸はみんなの不幸 みんなで明るいお正月

額として一日から十日までの十日間、皆さんのご協力を願っています。集ったお金は年末に生活困窮者世帯には一世帯約二百円、養老院、簡易保育所等の施設に収容されて

火の用心

日ごと 家ごと 職場ごと

寒い北風のとつて今年も火災の多い季節がやつて来ました。今年に入つてから魚津市の大火等幾つかの大火が発生

してありますが建物益々密集する都会での火災は消防の発達が追いつけない程の増加率に特に空気が乾燥する冬季に

はより以上の増加が予想されます。一瞬にして多額の財産を灰にし生命までも脅かす火災も日常の心掛でかなり防げるものです。

毎年煙草のすいから、煙突の煤煙、石油こんろ等による火災が多くなつていますが。今年も日常、自主的な実践に重点をおいて火災予防を呼びかけております。火災のない足立区を作るために皆さんのご協力をお願いします。

毎年十一月三日文化の日足立区の発展に寄与した各種の功労者と徳行者を表彰していましたが、今年も各方面にわたり調査し慎重に審議した結果四十二名の人が決定、三日区議会議場で表彰式を挙行し、区長から表彰状と記念品が贈られました。

表彰された42氏

=文化の日=

表彰の榮譽に輝いた人々は次のとおりです。(敬称略)

- 教育事業功労者 自治功労者 田中謙三郎
- 浜野 信雄 木島松五郎
- 江川 長吉
- 保健衛生功労者 木村 善利

赤い羽根募金 好成績で終る

十月中行なわれた共同募金は十一月二十二日現在の全国平均率六六・六%をはるかに上回る目標額にもう一息の九九

(左の図は内訳)

昭和31年共同募金状況

支部名	募金額
第1	126,810円
第2	110,410
第3	256,170
第4	189,610
第5	182,152
第6	114,700
第7	149,735
第8	118,981
第9	133,550
第10	158,767
第11	125,990
第12	128,937
第13	92,715
第14	14,087
第15	26,493
第16	54,173
第17	46,140
第18	146,945
第19	98,219
計	2,274,584

・五%という好成績で終りました。皆さん御協力有難うございました。

- 教育功労者 川辺 忠一 進藤 正一
- 学芸功労者 鈴木 厚
- 発明功労者 小森 武彦
- 統計功労者 瀬田 道雄
- 建築功労者 大槻 猪助
- 人命救助者 齋藤 智司
- 秀野 茂 岩部仁三郎
- 工業永年勤続者 村松三郎 岩田 侑
- 大槻 岩男 宮本由太郎
- 武田政一郎 関口 利一
- 須藤 留吉 吉田 学 蓮見正一郎

- 大谷 春吉 瀬田 健治
- 丹野 元二 齋藤 篤子
- 橋本 良之 岩田 雅男
- 野沢 秋男 殿村貴一郎
- 佐藤チエ子 鈴木八重子
- 中村 実 水島ミツエ
- 細野喜三郎 神原 クニ
- 浅井竜之助 吉川 晋
- 丸山 登 榎本はつ江

無料区民相談を御利用下さい

区民の皆さんの為に産業振興館内に区民相談室を開設しています。法律、商工、税務、その他一般生活に関する事について悩みのある方に御協力しております。気軽に御出かけ下さい。

足立区の人口状況

昭和31.11.1現在

世帯数	人口	世帯数	男	女	計	人口移動状況(10月中)	道府県		区内		計
							転出	転入	都	内	
		78,899	176,730	168,679	345,409		652	891	1156	2699	
		225	272	374	646		909	845	1292	3046	
						増減	257	△46	136	347	
10月中の戸籍	出生	養子縁組	養子縁組	婚姻	離婚	死亡	入籍	分籍	転籍	相続	その他
	562	26	4	240	27	214	20	28	85	0	966

注 人口は配給台帖によつた数である

区政の話

税のはなし

憲法に「国民は法律の定めるところにより納税の義務を負う」と規定されています。戦前は兵役の義務、就学の義務と並んで国民の三大義務とされてきました。この回では税について簡単にそのあらましをお話しし最後に足立区の税金である特別区税について少し詳しく説明して行きたいと思えます。

何故税を納めるのか？
私達が生活していく上に個人個人で充たしている欲求、例えば衣食住に関する普通の欲求と社会共同でなければ充たされない欲求とがあります。個人の欲求は例えば食物に対する欲求は自分で田を耕し、稲を栽培して充たすことも出来ますし、農夫から米を買って充たすことも出来ますしかし社会共同の欲求、洪水を防ぐ為に堤防を築くとか、道路をつくらしたり、学校を建てたりする必要が有ります。このような個人個人で出来ない欲求を国なり地方公共団体が

が充たすためには多くの費用を必要とします。それをみんなで負担する。それが即ち税金なのです。昔未だお金(貨幣)がなかった頃は労力の提供、米、絹、綿布等が納められましたが、貨幣経済が発達するに従いお金に代って来ました。今日税金と呼ばれるのはこのためです。この税についてはいろいろと言われ或る人は平和、生命、財産の安全というように国が個人に与える利益の代価であるとか、ちようど保険料と同じようなものであるとか、個人個人が能力に応じて全体の為に忍ぶ犠牲であるとかいろいろと言われていますが要約すると次のようにいえます。

(一) 国や地方公共団体が社会に奉仕するために国民から徴収するお金である
(二) とりたては好むと好まざるにかゝらず強制的にとりたてられるお金である。
(三) しかし税を納めてもそれに

対して直接に代価を受けることはない。
現在の税のしくみ
話を転じて現在の税大系はどうなっているでしょうか。税は大きく分けて国が徴収する国税と地方公共団体が徴収する地方税の二つに分けられます。このうち地方税は道府県税と市町村税の二つから成り立っています。東京都の場合はこの大系と少し違っていて市町村税の一部を都税として徴収しています。がこのことは次の機会に説明することにしてここでは市町村税にあたる現在の足立区の税金である特別区税について少し詳しく説明したいと思えます。

特別区税は地方税法という法律で定められているところから従って区議会が特別区税条例を定めこの条例に従って賦課徴収されています。現在賦課徴収されている税は特別区民税、自転車荷車税、木材引取税、犬税の四種類があります。

(一) 特別区民税
むかしの戸数割の伝統を引き負担を分かち合う精神が良く表われている税金です。税率は各人一律に課する均等割七百円と前年度の所得

について課税された所得税の2100を税率とした所得割との合算が特別区民税として課税されます。これを図式に表わしてみれば次のとおりになります。

$$\text{所得税} \times 2100 + \text{所得割} = \text{特別区民税}$$

徴収方法は六月、八月、十月、一月の四期に分け徴収令書によつて納付する普通徴収の方法と二三区内で給与を受けているものの源泉徴収の二つの方法によつていいます。

但し前年中所得がなかった者、生活保護法による生活扶助をうけている者、不具者、未成年者、六十五才以上のもの又は寡婦は課税されず、生活保護法による生活扶助以外の保護を受けている者、学生、生徒、天災その他の特別の事情があるときは減免することがあります。

(二) 自転車荷車税
自転車や荷車を所有している人に課税されます。税率は次のとおりです。
1. 総排気量が〇、〇九リットルをこえるもの又は定格出力が〇、八キロワット

トをこえるもの
年額 千円
2. 総排気量が〇、〇五リットルをこえ〇、〇九リットル以下のもの又は定格出力が〇、六キロワットをこえ〇、八キロワット以下のもの 年額 八百円
3. 総排気量が〇、〇五リットル以下のもの又は定格出力が〇、六キロワット以下のもの年額 五百円
三輪車 年額 三百円
二輪車 年額 二百円
荷積牛馬車 年額 八百円
荷積大車及び大型リヤカー 年額 四百円
荷積小車及び小型リヤカー 年額 二百円

(三) 木材引取税
素材の引取りに対し価格を課税標準として立木の伐採後の最初の引取者に課税されます。税率は5/100

(四) 犬税
犬を所有している人に課税されます。税率は一年額三百円です。
足立区の税収入のあらまし以上特別区税についてあらましをお話ししたのでありますが毎年発表されている足立区財政自書によると三十年度の特別区民税の収入は二億七千六百六十万円で税収入の大部分を

占めており次いで自転車荷車税、犬税の順で犬税は僅かに百四十六万円で木材引取税は皆無です。こうして納められる税金を区の世帯数と人口で割つて見ますと
一世帯当り 三五九〇円
一人当り 八一八円
という数字になります。

むすび
皆さんが納めた税金は学校の整備、道路・橋梁の補修に支出されるなど何らかの形に維持に直接、間接に貢献しています。どうか今までお話ししたことを御理解下さいまして今後ともよろしく納税にご協力下さるようお願いして結びとします。

**手続はお早目に
年末の窓口事務**
区役所の御用納は例年十二月二十八日で二十九日以降は各課、出張所とも少数の職員が出動して窓口事務に従事していません。今年はまだ確定しておりませんが休暇に入ると帖簿その他の関係がありますから、大切な用件、時日を要する用件は早目に手続、申請なりを取っておいて下さい。但し死亡、死産等緊急のものは年末、正月を問わず扱います。なお新年は四日から通常通り事務を行います。

自衛官募集中

12月15日まで

志願手続
区役所総務課あて所定の
用紙に記入の上申し込む
こと。

陸 約 七、〇〇〇名
海 約九〇〇名
空 約三〇〇名
応募資格
満十八才以
上二十五才
未満の中学
卒業程度の
学力がある
者
試験
一月下旬

二等陸海空自衛官と自衛隊生
徒募集が十二月十五日まで行
なわれています。
二等陸海空士
募集人員

去る九月十五日現在で調整し
た足立区の投票区別の基本選
挙人名簿登載者の数は下表の
とおりですが、この概数は十
一月五日から十五日間一般の

十九万六千余名 来年の選挙有権者概数

從覽に供し異議申し立てを受
けた後集計されたもので、十
二月二十日に確定することに
なっています。

少年自衛官

募集人員
陸 約三五〇名
海 約一二〇名
空 約六〇名

応募資格
昭和三十三年四月一日現
在満十五才以上十七才未
満の中学卒業又は卒業見
込の者
試験
一月十三日(日)

志願手続
所定の用紙に記入の上、
東京都千代田区代官町二
東京地方連絡部に申し込
むこと。
詳しいことは区役所総務課
四四〇か又は自衛隊東京地方
連絡部(三九二八)にお問い合
わせ下さい。



基本選挙人名簿登載者投票区別概数

昭和31年9月15日現在調製

投票区	投票区の区域	男	女	計	投票区名	投票区の区域	男	女	計
第1	千住曙町、千住関屋町、千住東町東武線以南の区域	1.931	1.781	3.712	第21	梅田町自1~至1,464、小右エ門町自733~至743	4.491	4.301	8.792
" 2	柳原町の区域	3.515	3.379	6.894	" 22	本木町1丁目の区域	3.473	3.072	6.545
" 3	日ノ出町1丁目、2丁目の区域	1.510	1.525	3.035	" 23	本木町2丁目の区域	4.416	4.412	8.828
" 4	千住旭町自13至46、自65至69の区域	1.021	979	2.000	" 24	栗原町(1,806、1,809、自1,812至1,818の区域を除く)の区域	2.216	2.223	4.439
" 5	千住旭町自1至12、自47至64、自70至83、千住東町東武線以北の区域	2.320	2.166	4.486	" 25	西新井町の区域	2.293	2.433	4.726
" 6	千住3丁目、千住4丁目、千住5丁目の区域	4.110	4.199	8.309	" 26	興野町の区域	3.144	3.027	6.171
" 7	千住仲町、千住1丁目、千住2丁目の区域	3.761	3.691	7.452	" 27	本木町3丁目4丁目5丁目の区域	3.909	3.670	7.579
" 8	千住緑町、千住宮元町、千住橋戸町千住河原町の区域	4.907	4.603	9.510	" 28	上沼田町(自1,813至2,185の区域を除く)下沼田町、北宮城町、小台大門町高野町の区域	2.673	2.604	5.277
" 9	千住中居町、千住竜田町の区域	2.109	1.984	4.093	" 29	北鹿浜町、加賀血沼町、谷在家町北堀之内町、上沼田町自1,813至2,185の区域	1.311	1.322	2.633
" 10	千住寿町、千住大川町の区域	4.548	4.482	9.030	" 30	舎人町、入谷町、古千谷町の区域	639	677	1.316
" 11	千住柳町の区域	1.451	1.427	2.878	" 31	伊興町全部の区域	1.293	1.347	2.640
" 12	千住元町、千住桜木町の区域	2.648	2.672	5.320	" 32	保木門町、竹塚町、六月町の区域	2.454	2.565	5.019
" 13	小台町、南宮城町の区域	3.444	3.219	6.663	" 33	花畑町、内匠本町、辰沼町、六ツ木町、東加平町(自241至266、自500至530を除く)西加平町、神明町六町の区域	2,214	2,307	4,521
" 14	新田上町、新田下町、南堀之内、南鹿浜町の区域	2.214	2.032	4.246	" 34	佐野町、大谷田町自1~986の区域	1.733	1.719	3.452
" 15	千住高砂町、千住末広町、千住八千代町、千住若松町の区域	4.651	4.606	9.257	" 35	大谷田町990、997、自1,022~1,274、自1,277至1,560長門町自1至481の区域	3.570	3.425	6.995
" 16	五反野南町自1,116至1,120、自1,123至1,580、伊藤谷西町、日ノ出町3丁目の区域	2.167	2.128	4.295	" 36	北三谷町、蒲原町、上谷中町、下谷中町、大谷田町自1,568~2,282、長門町自556至641、東加平町自241至266、自500至530の区域	2.144	2.222	4.366
" 17	五反野南町自905至1,115、自1,121至1,122、自1,581至1,813五兵衛町伊藤谷東町、伊藤谷本町、普賢寺町の区域	2.348	2.337	4.685					
" 18	東栗原町、東島根町、四ツ家町、二ツ家町、五反野北町、伊藤谷北町、六町の内自1,088至1,093、自1,158至1,163、自1,164~1,179、自1,636~1,638竹塚町1,259	1.652	1.562	3.214					
" 19	栗原町1,806、1,809、自1,812~1,818の区域、小右エ門町(自733至743を除く)島根町、千住栄町、千住弥生町	3.318	3.301	6.619					
" 20	梅田町1,465至1,958、梅島町の区域	3.768	3.707	7.475	合計		99.366	97.106	196.472